



鳥取県公報

令和7年12月23日(火)
第9752号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定 (689) (孤独・孤立対策課)	2
	生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (690) (〃)	2
	生活保護法による指定医療機関の休止の届出 (691) (〃)	2
	公共測量の実施 (692) (県土総務課)	3
	公共測量の終了 (3件) (693~695) (〃)	3
	指定居宅サービス事業の廃止の届出 (696) (西部総合事務所県民福祉局)	3
	物品売払代金の徴収事務の委託 (697) (西部総合事務所環境建築局)	4
◇ 選管告示	個人演説会等を開催することができる施設の指定の解除 (41)	4
◇ 公 告	狩獵免許試験の実施 (鳥獣対策課)	4

告示

鳥取県告示第689号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和7年12月23日

鳥取県知事 平井伸治

1 診療所

名称	所在地	指定年月日
医療法人社団越智内科医院	米子市加茂町一丁目17-3	令和7年11月25日

2 薬局

名称	所在地	指定年月日
みどり薬局	米子市両三柳3288-5	令和7年11月1日
トマト薬局	東伯郡琴浦町大字徳万176-5	〃

鳥取県告示第690号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所及び薬局を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和7年12月23日

鳥取県知事 平井伸治

1 診療所

名称	所在地	廃止年月日
けい歯科クリニック	米子市安倍97-5	令和7年10月31日
野田整形外科医院	米子市上福原五丁目12-65	〃
医療法人社団遠藤医院	境港市上道町914-1	令和7年11月16日
医療法人社団越智内科医院	米子市加茂町一丁目21	令和7年11月25日

2 薬局

名称	所在地	廃止年月日
トマト薬局	東伯郡琴浦町大字徳万176-5	令和7年10月31日
みどり薬局	米子市両三柳3288-5	〃

鳥取県告示第691号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から薬局を休止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和7年12月23日

鳥取県知事 平井伸治

薬局

名称	所在地	休止年月日
イヌイ薬局郡家中央店	八頭郡八頭町宮谷248-1	令和7年7月21日

鳥取県告示第692号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年12月23日

鳥取県知事 平 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和7年12月3日から令和8年3月22日まで
- 3 作業地域 鳥取市街場

鳥取県告示第693号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、鳥取県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年12月23日

鳥取県知事 平 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（応用測量）
- 2 作業地域 岩美郡岩美町
- 3 終了年月日 令和7年11月25日

鳥取県告示第694号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、鳥取県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年12月23日

鳥取県知事 平 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（写真測量）
- 2 作業地域 鳥取県全域（境港市及び西伯郡日吉津村を除く。）
- 3 終了年月日 令和7年11月28日

鳥取県告示第695号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、米子市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年12月23日

鳥取県知事 平 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域 米子市皆生五丁目
- 3 終了年月日 令和7年11月28日

鳥取県告示第696号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和7年12月23日

鳥取県西部総合事務所長 荒田すみ子

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業 所の名称	指定に係る事業 所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種 類
社会福祉法人 こうほうえん	デイサービスセ ンターなんぶ幸 朋苑	米子市石井1238	令和7年11月18日	令和7年12月1日	通所介護

鳥取県告示第697号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、オオタカの森林産物の物品売扱代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年12月23日

鳥取県知事 平井伸治

指定公金事務取扱者			委託年月日	委託期間
名 称	事務所の所在地	指定年月日		
株式会社米子木材市場	米子市泉706-216	令和7年4月1日	令和7年11月28日	令和7年11月28日から 令和8年3月31日まで

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第41号

鳥取市選挙管理委員会から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定による個人演説会等を開催することができる施設の指定を解除した旨の報告があったので、次のとおり告示する。

令和7年12月23日

鳥取県選挙管理委員会委員長 藤村実千子

指定を解除した施設の名称	所在地
鳥取市佐治町福園多目的集会所	鳥取市佐治町福園163-1
鳥取市佐治町上地集会所	鳥取市佐治町高山115

公 告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条の規定による狩猟免許試験を次のとおり実施する。

令和7年12月23日

鳥取県知事 平井伸治

1 受験対象者

鳥取県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者で、法第40条各号のいずれにも該当しないもの

2 実施期日等

実施期日	時間	場所
令和8年3月1日（日）	午前9時30分から午後5時まで	鳥取会場 鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部庁舎講堂ほか

なお、希望する試験日の会場が定員を超えた場合は、他の会場での受験となる場合がある。

3 試験科目

(1) 科目

- ア 適性試験（視力、聴力及び運動能力）
- イ 知識試験（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、獵具、鳥獣及び鳥獣の保護管理に関する知識）
- ウ 技能試験（獵具の取扱い、判別及び架設、距離の目測並びに鳥獣の判別）

(2) 時間

6時間30分

4 受験申込手続

所定の狩猟免許申請書に次に掲げる書類等を添えて、7に定める担当課に郵送し、若しくは持参する方法又はとつとり電子申請サービスにより必要事項を入力し、次に掲げる書類等の電子データを添付する方法（以下「電子申請方法」という。）により提出すること。

なお、電子申請方法により提出した者にあっては、（2）に掲げる書類のうち医師の診断書の原本を試験当日に持参すること。

- (1) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚
- (2) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の規定による同項第1号に係る許可を現に受けている者にあっては、当該許可に係る許可証の写し。当該許可を現に受けていない者にあっては、法第40条第2号から第4号までの規定に該当しないことについての医師の診断書（申請前概ね3月以内に受診し、交付されたものに限る。）
- (3) 受験票等の送付に必要な郵送料に相当する郵便切手を貼付した封筒で、その表面に受験者の住所及び氏名を記載したもの1枚（受験票返送用。郵送し、又は持参する場合に限る。）

5 申込受付期間

令和7年12月23日（火）から令和8年2月17日（火）までの各日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

なお、郵送による場合は、当該期日までの消印のあるものに限り受け付ける。

6 狩猟免許手数料及びその納付方法

(1) 網猟免許又はわな猟免許を取得するもの

- ア 法第49条各号に掲げる者 2,800円
- イ その他の者 4,300円

(2) 第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許を取得するもの

- ア 法第49条各号に掲げる者 3,900円
- イ その他の者 5,200円

(3) 納付方法

ア 受験申込手続を郵送又は持参によって行う場合

（1）及び（2）に記載する金額を県が配布する納付書又は県庁本庁舎及び各総合事務所に設置される納付窓口により納付し、納付済証を狩猟免許申請書に添付して提出すること。

イ 受験申込手続をとつとり電子申請サービスによって行う場合

とつとり電子申請サービスを使用した電子収納によって納付すること。

7 その他

詳細については、次の表の住所地の欄に掲げる住所地ごとにそれぞれに定める担当課に問い合わせること。

住所地	担当課	郵便番号	所在地	電話番号
鳥取市、岩美郡 及び八頭郡	鳥取県農林水産部農業振興局 鳥獣対策課	680-8570	鳥取市東町一丁目220	0857-26-7872
倉吉市及び東伯	中部総合事務所農林局農業振	682-0802	倉吉市東巖城町2	0858-23-3161

郡	課			
米子市、境港市、西伯郡及び日野郡	西部総合事務所農林局農林業振興課	683-0054	米子市糀町一丁目160	0859-31-9383